

前橋市監査委員公表第27号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年2月28日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

## 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年5月9日～6月24日

措置通知書提出日 令和5年2月7日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：Made in MAEBASHIコンソーシアム共同企業体】</p> <p>1 自主運営する業務の施設について (指摘事項)</p> <p>(1) 建築確認申請を受けていない建築物について</p> <p>中央児童遊園において、当該団体は売店を開設するため、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項にのっとり、市所管課と協議し、承諾後、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を得て建築物を建設した。しかし、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請書を提出し、建築主事の確認を得た確認済証の交付を受けていないため、同法に適合する施設となっていない。</p> <p>都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可書に付された許可条件にある、その他関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項による協議内容が不十分であるため、同協定書第45条にのっとり、市所管課と再度協議を行い、建築基準法に適合する施設になるよう改善されたい。</p> <p>特に、公の施設の管理に関する基本協定書第4条第2項では指定管理者は市民が安心して利用することができるよう施設を管理しなければならないとされていることから、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策を、市所管課や関係機関と直ちに協議し、早急に講じられたい。</p> <p>(2) 工事完了の届出について</p> <p>中央児童遊園において、当該団体は売店を開設するため、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて建築物を建設したが、建築工事完了後、公園条例第12条第1項の規定による工事完了届を提出していなかった。</p> <p>公園条例にのっとり、適切に届出を行うよう改善されたい。</p>	<p>建築確認申請を受けていない建築物について、市所管課及び市建築指導課と協議を行い、当該建築物の使用を直ちに停止した。</p> <p>また、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策は、当該建築物の周囲をバリケードで囲い、建築物内及びその周辺への立ち入り禁止措置を実施した。</p> <p>その後、市所管課及び市建築指導課と協議を重ね、建築確認申請書を提出し、公園施設の設置許可を受け設置した。</p> <p>なお、建築確認済証の交付後速やかにその写しを市所管課へ提出し、当該建築物の建築基準法の適合性を着工前に示している。</p> <p>都市公園法第5条第1項の規定による許可後、建築物の設置工事を行い、公園条例第12条第1項の規定による公園施設工事完了届を提出した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：公園管理事務所】</p> <p>1 自主運営する業務の施設について (指摘事項)</p> <p>(1) 建築確認申請を受けていない建築物について</p> <p>中央児童遊園において、指定管理者は売店を開設するため、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項にのっとり、所管課と協議し、承諾後、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を得て建築物を建設した。しかし、設置許可について、申請された建築物の規模は、建築基準法第6条第1項及び第2項の規定による建築物の建築等に関する申請書の提出が必要となる29.97㎡で、工事の実施方法は「基礎柱等の埋め込み無し」となっており、同法第20条の規定による構造耐力を満たしていないことは明白であったが、申請書のとおり設置許可書を交付していた。また、当該建築物は同法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請書を提出し、建築主事の確認を得た確認済証の交付を受けていないため、同法に適合する施設となっていなかった。</p> <p>よって、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項による協議内容が不十分であるため、同協定書第45条にのっとり、指定管理者と再度協議を行い、建築基準法に適合する施設になるよう改善されたい。</p> <p>また、公の施設の管理に関する基本協定書第4条第2項では、市は指定管理者に対し市民が安心して利用することができるよう施設を管理することを求めていることから、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策を、指定管理者や、関係機関と直ちに協議し、早急に講じられたい。</p> <p>更に、公園施設の設置許可をするに当たっては、申請された建築物が建築基準法に基づく建築等に関する申請などが必要となる施設であるかどうかを適正に判断して許可を行うよう改善されたい。なお、同法の適合性を担保する条件として、許可書の交付前に確認済証の写しの提出を義務付けるなどの方策により、建築基準法に適合する</p>	<p>建築確認申請を受けていない建築物について、指定管理者及び市建築指導課と協議を行い、当該建築物の使用を直ちに停止させた。</p> <p>また、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策は、当該建築物の周囲をバリケードで囲い、建築物内及びその周辺への立ち入り禁止措置を実施させた。</p> <p>その後、指定管理者及び市建築指導課と協議を重ね、建築確認申請書の提出を確認し、資材搬入作業を行うために公園施設設置許可を行った。</p> <p>更に、建築確認済証の交付後速やかにその写しを提出させ、着工前に当該建築物の建築基準法の適合性について確認を行った。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>施設となることが確実となるよう検討されたい。</p> <p>(2) 公園施設設置許可事務及び工事完了届出について</p> <p>中央児童遊園において、指定管理者から売店の開設に係る公園施設設置許可申請書が提出されたが、公園条例第9条第1項第1号で規定する申請書の記載事項のうち、「公園施設の構造」の記載のないものを受領していた。</p> <p>また、同申請書の申請期間より、許可書の添付書類である「許可条件」に記載された許可期間が長かった。</p> <p>更に、中央児童遊園において、指定管理者は売店を開設するため、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて建築物を建設したが、建築工事完了後、公園条例第12条第1項の規定による工事完了届を提出しておらず、所管課は提出を指導していなかった。</p> <p>公園条例にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>公園施設設置許可申請書の記載事項における「公園施設の構造」については、様式の改正を行い、項目の追加を行った。</p> <p>また、許可条件については、許可書起案の際や許可書を交付する際などに、係長、正副担当者の複数の職員による書類のチェックを徹底するよう改善した。</p> <p>公園条例第12条第1項の規定による工事完了届については、様式を追加するとともに、工事が完了した時点で提出するよう改善した。</p>